

ふくしま農業女子ネットワーク応援団運営要領

第1 目的

女性が活躍する社会の実現に向けて、農業分野は、農業従事者に占める女性の割合が他産業に比べ高いことが示すとおり、農業生産から加工、販売など女性の活躍機会に満ちている。

また、新規就農者における女性の割合が年々増加していることや県内に点在する農業女子が相互に交流するため、平成28年7月に「ふくしま農業女子ネットワーク」（以下、「ネットワーク」という。）が設立されたところである。

昨今、女性農業者と民間企業や団体等が連携し、商品開発や地産地消の推進、消費者向けの食育活動などを行う取組も多く見られてきており、このような活動を通じて、今後の農業分野が更に活性化することが期待されている。

このことから、企業・団体等との連携のもと、女性農業者の新たな活躍の場を創出・拡大するとともに、女性農業者の活躍する姿を広くPRすることを通じて、ネットワークの一層の認知度向上と活性化、さらには本県農業の振興に資することを目的とする。

第2 事業内容

本事業は、第1の目的を達成するため、本事業に賛同し参画する企業・団体（以下、「応援団」という。）を募り、ネットワークと応援団が連携した次の取組を行う。

- (1) 女性農業者との連携による商品開発等に向けた取組
- (2) 女性農業者が活躍する場の提供
- (3) 女性農業者が活躍する姿の発信・PR
- (4) 女性農業者の育成や農業経営の向上に資する取組
- (5) その他女性農業者と応援団の活躍推進に資すると考えられる取組

第3 推進体制

応援団の事務局は農業担い手課が行い、応援団の活動に要する費用は自己負担とする。

また、本事業において、福島県、ネットワーク及び応援団の役割は次のとおりとする。

(1) 福島県

ア ネットワーク及び応援団との意見交換の場を適宜設定し、各者の連携強化及び本事業に係る取組みの円滑な推進に努める。

イ 本事業に参画するネットワークメンバー及び応援団を広く募る。

ウ 本事業で取り組む活動について広く情報発信を行う。

(2) ネットワーク

ア 本事業に関し取組内容の提案を行いながら応援団と積極的な連携に取り組む。

イ 本事業にふさわしい自らの活動内容等について積極的に情報発信する。

ウ 福島県及び応援団の取組に積極的に参加する。

(3) 応援団

ア 福島県及びネットワークと連携し、第4の2で知事に提出した申請書に記載した内容に基づき、連携活動を実施する。

イ 本事業に係る取組み及びその他女性農業者の活躍等について積極的に情報発信する。

ウ その他、女性農業者の活躍推進に資すると考えられる取組みを積極的に行う。

第4 応援団登録手続

本事業に賛同し、参画を希望する企業・団体は、次のとおり登録手続を行うものとする。

1 応援団の登録

- (1) 企業・団体は、第2項に関する具体的な活動について、「ふくしま農業女子ネットワーク 応援団登録申込書」(様式第1号)及び「暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書」(様式第2号)に記載し、福島県知事に登録申請する。
- (2) 知事は、申請内容が適当と認められる場合には、当該企業・団体を本事業の応援団として登録し、「ふくしま農業女子ネットワーク 応援団登録証」(様式第3号)の登録証を交付し、県ホームページにて公表する。
- (3) 申請書に記載した具体的な取組みについて、内容を変更もしくは中止する場合は、福島県及び当該応援団が協議のうえ、決定するものとする。

2 登録の拒否

知事は、次の各号のいずれかに該当すると認められる企業・団体の登録を行わないものとする。

- (1) 企業・団体が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)である場合
- (2) 本事業への参画を特定の政治、思想、宗教等の活動を目的に利用する場合、又はその恐れがあると認められる場合
- (3) 本事業への参画内容が、法令及び公序良俗に反する場合、又はその恐れがあると認められる場合
- (4) その他、知事が不相当と認める場合

3 登録変更

- (1) 応援団は、「ふくしま農業女子ネットワーク 応援団登録申込書」に記載した事項に変更があった場合は、速やかに「ふくしま農業女子ネットワーク 応援団登録内容変更届」(様式第4号)により、県に届けなければならない。
- (2) 県は、登録団体からの変更の申出があった場合は、その登録を変更するものとする。

4 登録の取消

知事は、登録された応援団が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録後、前項各号のいずれかに該当すると認められた場合
- (2) 応援団が行う本事業に係る取組が、本事業の趣旨・目的から著しく逸脱する場合、又はその恐れがあると認められる場合
- (3) その他、知事が不相当と認める場合

5 登録の解除

- (1) 応援団は、登録解除を希望する場合は、「ふくしま農業女子ネットワーク 応援団 登録解除届出書」(様式第4号)に登録解除理由を記入し、知事に提出する。
- (2) 知事は、届出書の提出があった場合は、応援団の登録を解除する。ただし、登録期間中に連携して行った活動については、登録解除後も福島県等により情報発信する場合がある。

第5 個人情報の取扱い

福島県が入手したネットワークメンバー及び応援団の個人情報については、福島県個人情報保護条例に基づき適切に管理する。また、本事業の推進に伴ってネットワーク及び応援団が入手した個人情報については、各者が適切な管理を行うものとする。

第6 その他

この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

本運営要領は平成28年11月16日から施行する。